

## 3-1 3つの原理に則る運営

### 3-1-1 出資・意見反映・事業への従事

労働者協同組合は、①組合員が出資すること、②組合員の意見を反映して事業を行うこと、③組合員自らが事業に従事すること、の3つを基本原理とする法人です。運営にあたっては、この3つの基本原理に従い事業を行うことが大切です。

#### 出資

労働者協同組合では、組合員自らが事業に必要な資金を出資し、組合の資本形成を図ります。

労働者協同組合の「組合員自らが他の組合員とともに意見を出し合いながら就労の場を創る」という性格に鑑み、組合の事業に必要な財産的基礎については組合員自らによって確保されるべきという考えにより、組合員に義務づけられているものになります。

#### そもそも出資とは

- 出資とは、組合の事業に必要な資金を組合員が拠出することを言います。
- 一方で、出資した組合員には一人一票の議決権及び選挙権が与えられ、さらに、組合員は出資額の限度で責任を負うこととなります。
- これは、組合員が出資により組合員としての権利と責務を引き受けることとも言えます。単に、出資を「法人成立の要件を満たすために必要なもの」、「事業運営に必要な資金を集めるためのもの」と考えるのではなく、組合員が組合員としての責務を負いつつ、出資者として主体的に事業の運営に参加していくために必要なものと捉えるようにしましょう。
- このことを踏まえ、出資金額を決める際は、組合員としての責務や主体的に事業に参加するという帰属意識を抱けるような金額設定をすることが大切です。(出資金については、「2-1-1 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安」をご参照ください。)

#### 意見反映

労働者協同組合では組合員が平等の立場で話し合い、合意形成を図りながら事業を実施します。多数決だけに頼らずに、「話し合い」のプロセスを大切にし、組合員ひとりひとりが対等な立場で事業運営に参加できるように、各組合員の意見をどのように集約し、どのように組合の事業運営に反映させるのか、組合の状況を踏まえて検討し、実行しましょう。

#### 意見反映の方策の例

意見反映の方策としては以下のようなものが考えられます。

- 定期的なミーティングの実施
- 理事による組合員との面談

- アンケートの実施
- 意見箱の導入
- SNS ツール（チャット機能等）による意見の蓄積

## 「意見反映」に関する義務

### 定款への明記

組合は定款に、どのように意見反映を行うのか、その方策を記載しなければなりません。

### 総会での報告義務

理事は、定款に定められた方法により意見反映を行い、その実施の状況及びその結果を毎事業年度の通常総会で報告する義務があります。

## 「意見反映」を実践するポイント

### 「情報の共有」を徹底する

建設的な話し合いの前提として、判断材料となる「情報の共有」が不可欠です。組合の理念や目的、事業計画、収支等、組合運営や運営方針の判断に必要な情報が、すべての組合員に行き渡るよう工夫する必要があります。

### 「話し合いの場」を設ける

組合員が意見を出し合い、議論を深めるための「話し合いの場」を意図的に確保しましょう。「月1回必ず会議を実施する」というようなルールを設けることも大切です。

### 「安心して意見を出し合える環境」を整える

組合員が安心して意見を出し合い、議論を深めていけるような環境を整えましょう。心理的な安全性が確保された空間でこそ、率直な意見が引き出されます。話し合いにあたっては、「相手の話を最後まで聞く」、「相手の意見を否定しない」、「気軽に質問できるようにする」、「年齢や勤続年数に関係なく平等に話し合う」等のルールを設けましょう。また、意見箱やアンケート、理事による面談等によりいつでも安心して意見を言える環境を整備することも、方策として考えられます。

### 「みんなで決定」に至るプロセスを重視する

「話し合い」は単に物事を決めるだけでなく、そのプロセスに価値があります。参加者の想いや課題、可能性を見出し、引き出し、発見し、その結果として相互の理解を深め、折り合いをつけていくことが重視されます。この丁寧な合意形成が、全員の納得感を生み、事業の大きな推進力となります。

## 事業への従事

組合員は、原則として組合の事業に従事する必要があります。

### 3つの人数ルール（「2-1-3 誰と一緒にやるのか？誰が何を担うのか」参照）

#### ◆ 事業従事の要件（5分の4ルール）

総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければなり

ません。この割合の趣旨は、育児や介護等の家庭の事情により一時的に働くことができない組合員が引き続き組合員の資格を継続することを認めることにあります。

#### ◆ 組合員比率の要件（4分の3ルール）

また、組合の事業に従事する者の4分の3以上は、組合員でなければならないとされています。この割合の趣旨は、業務の繁忙期における人手不足に対応するため一時的に組合員以外の者が働くこと、出資金を分割して払い込む者が当該払込みの完了までの間、組合の行う事業に従事すること等を認めることにより、組合の事業活動に柔軟性を持たせることにあります。

また、従事する4分の3以上の人が、議決権と選挙権を持ち、組合の方針や計画に権利と責任をもって携わることが、組合を健全かつ適切に意見を反映させながら事業を運営することにつながります。

さらに、長期間にわたって組合の事業に従事しないことが除名事由とされていますので注意しましょう。

#### ◆ 議決権の要件（過半数ルール）

なお、組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員数の議決権の過半数を保有することが必要とされています。

### 労働契約の締結

組合は事業に従事する組合員との間で、労働契約を締結する必要があります（ただし、代表理事、専任理事、監事を除く）。これにより、組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護されます。また、組合は、社会保険（健康保険、厚生年金保険）や、労働保険（雇用保険、労災保険）に加入することとなります。

一方で、組合はこれらの労働関係法令を遵守する義務を負うこととなりますので、組合員みんながこれらの法令を意識して事業運営を行うようにしましょう。

#### 働きがいと対等な関係性

- 組合員は労働者として組合の事業に従事することとなりますが、上記「意見反映」のところでも解説したとおり、労働者協同組合では組合員は対等の立場で自分たちの意見を事業に反映させることができます。
- 仲間と知恵を出し合いながら「自分たちの事業」を創っていくことで、大きなやりがいと主体性を感じられます。また、役職による上下関係よりも、それぞれの役割を尊重し、互いに支え合う対等な関係性を築きやすいのが特徴です。

## 3-1-2 組合員の権利と責務・義務

組合員は以下の権利と責務（又は義務）を有します。これらを意識しながら、組合員としての自覚を持って日々の業務に従事しましょう。

### 組合員が有する権利

#### 議決権、選挙権

労働者協同組合の組合員は、出資額にかかわらず、1人1票の議決権、選挙権を有します。

## 出資金の持分に係る権利

組合員の剰余金の従事分量配当請求権、持分払戻請求権、残余財産分配請求権といった出資を基礎とする財産的権利を有します。

## 加入及び脱退の自由

組合員は任意に加入・脱退することができます。

### ■ 加入について

組合は、組合員としての資格を有する者が加入しようとするときに、「正当な理由」がないにもかかわらずその加入を拒否したり、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付したりしてはならないこととされています。

なお、組合に加入しようとする者は、組合の承諾を得た上で、引き受けた出資口数に応じた金額の払込みを完了した時に組合員となります。

#### ★ 「正当な理由」に該当する場合の例

- ✓ 除名事由に該当する行為を現にしているか、することが客観的にみて明らかであること
- ✓ 加入申込前に外部から組合の活動を妨害していたような者であること
- ✓ 組合側の事情として、受入能力が不足していること（人手の充足）
- ✓ 加入を認めると組合の円滑な事業活動や組織運営に支障をきたすことが予想されること 等

### ■ 自由脱退について

組合員は、90 日前までに予告し、事業年度末において自由脱退することができます。ただし、脱退しても直ちに労働契約の終了とはなりませんので、退職を希望する場合は、退職に要する手続（退職届の提出等）を適切に行いましょう。

## 組合員が有する責務・義務

### 出資の義務

組合員が出資することは労働者協同組合の基本原理の 1 つであることから、組合員は、1 口以上の出資をする必要があります。また、出資の払込みを怠ったことは除名事由とされています。

※ 出資一口の金額及びその払込みの方法は定款の絶対的記載事項とされています。

### 債権者等への義務

組合員の責任は、出資額の限度で負います。これは、組合員は組合員となる際に組合に対して出資をする義務を負うだけで、仮に組合が破産した場合であっても、組合が組合の債権者に対して負っている債務を組合に代わって弁済する義務を負わないということです。

### 損失分担義務

組合員は損失が生じた場合、出資額の限度で損失を分担する義務を負います。